

大分市民図書館ではマイナンバーカードを図書等貸出券としてご利用いただけます



大分市民図書館では、平成30年7月10日から総務省が推進する「マイキープラットフォーム構想」の一環であるマイナンバーカードを活用した「図書館共同利用システム」実証事業に参加し、マイナンバーカードを大分市民図書館の図書等貸出券としてご利用いただけるようになります。

なお、マイナンバーカードでの図書館利用には、大分市民図書館及びコンパルホール分館の貸出カウンターで事前に登録することが必要となります。

利用いただける内容：図書資料の貸出(禁帯本や郷土資料関係、雑誌、新聞等は除く)

1. 事前登録に必要なもの

(1) 「マイキーID」を設定したマイナンバーカード

- ・マイキーIDは、事前にご自身で設定していただくものです。
- ・マイキーIDを設定される際は、マイナンバーカードを受領するときに設定した暗証番号（4桁）の入力が必要となります。
- ・市民図書館とコンパルホール分館にマイキーID設定登録用パソコンを用意しています。



マイナンバーカード



(2) 市民図書館 図書等貸出券

- ・図書等貸出券をお持ちでない方は、最初に図書等貸出券の登録申請を行ってください。
- ・図書等貸出券の登録要件については、利用案内をご覧ください。



2. 事前登録の手続き

- (1) 大分市民図書館とコンパルホール分館のカウンターで所定の申込書に記入し、マイナンバーカードと図書等貸出券を添えて提出してください。
- (2) 専用端末でマイナンバーカードを読み取り、マイキーIDと図書等貸出券の番号を紐付けてマイキープラットフォーム（※）に登録します。



3. 貸出の手続き

貸出カウンターでマイナンバーカードの提示（読み取り）のみでご利用いただけます。ただし、自動貸出機をご利用の場合は、図書等貸出券をご利用ください。



【問い合わせ先：大分市民図書館 電話097-576-8241】

(※) マイキープラットフォームとは

図書館等の公共施設の利用者カードや自治体のポイントカード等、様々なカードに関する利用番号等とマイナンバーカードのマイキー部分（マイナンバーカードのICチップの民間活用可能な公的個人認証と空き領域部分）に作成するID（マイキーID）を紐付け、マイナンバーカード1枚で様々なサービスを利用可能とするシステム

【問い合わせ先：大分市企画課 電話097-537-5603】